

Ⅲ. くらしと住まい

Ⅲ-1 住宅をさがす

1. 府営住宅に申し込む

府営住宅の公募は年複数回行われています。募集の度に募集用パンフレットが作成され、府内の市役所、各府民情報プラザ、各管理センター、府庁別館などで配付しています。抽選後入居が決定されます。外国人の方も下記の様な条件を満たしていれば、申し込みできます。

- ①同居又は同居しようとする親族がある
- ②申し込みの本人が大阪府内に居住または勤務している（勤務の予定がある）
- ③現在住宅に困っている
- ④収入基準に見合う
- ⑤外国人登録を行っている

大阪府住宅供給公社 府営住宅募集・審査グループ

☎06-6203-5518 月～金 9:00～17:45 （*土・日・祝休み）

URL <http://www.osaka-kousha.or.jp>

2. その他の公的住宅

市営住宅	市が供給している一定の所得以下の世帯向け住宅
大阪府特定公共賃貸住宅	大阪府が直接供給している、中堅所得者向けの賃貸住宅 ☎06-6203-5518
大阪府公社賃貸住宅	大阪府住宅供給公社が管理する中堅所得者向けの賃貸住宅 ☎06-6203-5518
UR住宅	都市再生機構が建設管理する中堅所得者向けの賃貸住宅 ☎06-6968-1717

3. 民間賃貸住宅を探す

民間賃貸住宅を探す場合、家賃、敷金、地域、家の広さ等の条件を明確にします。そして、その地域の不動産業者（貸家やアパートを紹介する店）で賃貸住宅を紹介してもらうことができます。自分の希望を述べるとともに、大体の相場を知る事も必要です。住宅情報誌等で調べることもできます。また、関西シーン、関西フリーマーケットなど外国語のメディアなどに掲載されている広告も参考になります。

借りる場所が決まったら、不動産業者の事務所で賃貸契約（アパートなどを借りるための契約）を結びます。賃貸契約には家賃、共益費、敷金の他、退去の際の注意事項、ペットの可否、その他の決まり事が記載されています。ですからきちんと理解した上で署名（同意するという意味で、自分の名前を書くこと）するようにしましょう。退去時の通告（不動産会社に伝えること）のタイミング、敷金から引かれる金額やその内訳を明確にしておき、問題が起こらない様にしておきましょう。



■ 契約するときに必要なお金

やちん 家賃	つき まえ つき つぎ つき ぶん しはら さいしょ 月ごとで、前の月に次の月の分も支払います。そのため、最初は 2か月分を払います。
かんりひ しゅうごうじゅうたく ばあい 管理費（集合住宅の場合）	す ひと きょうどう つかうばしょ かんり そうじ 住んでいる人たちが共同で使う場所の管理、掃除などのために まいつきしはら 毎月支払います。
しききん 敷金	か ひと けいやく やぬし いえ しょゆうしゃ やちん はら ほ 借りる人が契約するときに、家主（家の所有者）に家賃を払う保 しょう あず かね かんさい しききん やちん ばい 証として預けるお金です。関西では敷金は家賃の1～3倍で、 じゅうたく ほしゅうなど つか たいぎょ さい 住宅の補修等に使われます。退去する際に、30%から半額が ひ おお 引かれることが多いです。
れいきん 礼金	けいやくじ やぬし しはら しゃれい たいぎょじ へんかん 契約時に家主に支払われる謝礼のことで退去時に返還されませ ん。
ちゅうかいりょう 仲介料	ぶどうさんがいしゃ しはら てすりょう 不動産会社に支払う手数料